

「従来型個室」

(単位:円)

「多床室(相部屋)」

※「従来型個室」と「多床室」の料金の違いは、[施設サービス費]と[居住費]の料金の違いです。

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	栄養マネジメント加算	サービス提供体制加算(Ⅲ)	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階							320	300	1,221	36,630	介護保険給付対象額に60%を乗じた金額となります	
	第2段階							420	390	1,411	42,330		
	第3段階	547	4	13	14	6	5	12	820	650	2,059		61,770
	第4段階								1,150	1,380	3,131		93,930
	2割負担								1,150	1,380	3,131		93,930
要介護2	第1段階							320	300	1,288	38,640		
	第2段階							420	390	1,478	44,340		
	第3段階	614	4	13	14	6	5	12	820	650	2,138		64,140
	第4段階								1,150	1,380	3,198		95,940
	2割負担								1,150	1,380	3,198		95,940
要介護3	第1段階							320	300	1,356	40,680		
	第2段階							420	390	1,534	46,020		
	第3段階	682	4	13	14	6	5	12	820	650	2,194		65,820
	第4段階								1,150	1,380	3,254		97,620
	2割負担								1,150	1,380	3,254		97,620
要介護4	第1段階							320	300	1,423	42,690		
	第2段階							420	390	1,613	48,390		
	第3段階	749	4	13	14	6	5	12	820	650	2,273	68,190	
	第4段階								1,150	1,380	3,333	99,990	
	2割負担								1,150	1,380	3,333	99,990	
要介護5	第1段階							320	300	1,488	44,640		
	第2段階							420	390	1,678	50,340		
	第3段階	814	4	13	14	6	5	12	820	650	2,338	70,140	
	第4段階								1,150	1,380	3,398	101,940	
	2割負担								1,150	1,380	3,398	101,940	

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	栄養マネジメント加算	サービス提供体制加算(Ⅲ)	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階							0	300	901	27,030	介護保険給付対象額に60%を乗じた金額となります	
	第2段階							370	390	1,361	40,830		
	第3段階	547	4	13	14	6	5	12	370	650	1,621		48,630
	第4段階								840	1,380	2,821		84,630
	2割負担								840	1,380	2,821		84,630
要介護2	第1段階							0	300	968	29,040		
	第2段階							370	390	1,428	42,840		
	第3段階	614	4	13	14	6	5	12	370	650	1,688		50,640
	第4段階								840	1,380	2,888		86,640
	2割負担								840	1,380	2,888		86,640
要介護3	第1段階							0	300	1,036	31,080		
	第2段階							370	390	1,496	44,880		
	第3段階	682	4	13	14	6	5	12	370	650	1,756		52,680
	第4段階								840	1,380	2,956		88,680
	2割負担								840	1,380	2,956		88,680
要介護4	第1段階							0	300	1,103	33,090		
	第2段階							370	390	1,563	46,890		
	第3段階	749	4	13	14	6	5	12	370	650	1,823	54,690	
	第4段階								840	1,380	3,023	90,690	
	2割負担								840	1,380	3,023	90,690	
要介護5	第1段階							0	300	1,168	35,040		
	第2段階							370	390	1,628	48,840		
	第3段階	814	4	13	14	6	5	12	370	650	1,888	56,640	
	第4段階								840	1,380	3,088	92,640	
	2割負担								840	1,380	3,088	92,640	

※看取り体制加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)



看取り介護体制加算	1日につき
死亡日以前4日以上30日以下	144円
死亡日の前日及び前々日	680円
死亡日の当日	1,280円

理容代	実費	医療費	診療・薬代実費
日用品	個人購入(実費)	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)

※2割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上) 詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

◆利用者負担段階について

第1段階	市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)
第3段階	市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)



要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。